

昭和二十三年厚生省令第四十七号

医師法施行規則

医師法施行規則を、次のように定める。

第一章 免許

(法第四条第一号の厚生労働省令で定める者)

第一条 医師法(昭和二十三年法律第二百一号。以下「法」という。)第四条第一号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により医師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(障害を補う手段等の考慮)

第一条の二 厚生労働大臣は、医師免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者が免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(医師免許の申請手続)

第一条の三 医師法施行令(以下「令」という。)第三条の医師免許の申請書は、第一号書式によるものとする。

2 令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

一 医師国家試験(以下「國家試験」という。)の合格証書の写し

二 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一条)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。第四条の二において同じ。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第四条の二において同じ。)

三 視覚、聴覚、音声機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書

3 第一項の申請書に合格した国家試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合には、前項第一号の書類の添付を省略することができる。

4 第一項の申請書には、登録免許税の領收証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならぬ。

(医籍の登録事項)
第二条 令第四条第八号の規定により、同条第一号から第七号までに掲げる事項以外で、医籍に登録する事項は、次のとおりとする。
一 再免許の場合には、その旨
二 免許証を書換交付又は再交付した場合には、その旨並びにその事由及び年月日
三 登録の抹消をした場合には、その旨並びにその事由及び年月日
(医籍の訂正の申請手続)

第三条 令第五条第二項の医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第四条において同じ。)及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

2 前項の申請書には、登録免許税の領收証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならぬ。

(医籍の抹消の申請手続)

第三条の二 法第七条第一項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る医師に対し、厚生労働大臣が行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をした後又是都道府県知事が法第七条第五項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該医師から法第四条第一号又は第二号に該当することを理由として令第六条第一項の規定により医籍の登録の抹消を申請する場合には、法第四条第一号又は第二号に該当することに関する医師の診断書を申請書に添付しなければならない。

第三条の三 医師又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該医師が精神の機能の障害を有する状態となり医師の業務の継続が著しく困難となつたときは、厚生労働大臣にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

第四条 令第八条第二項の免許証の書換交付の申請手続

第四条の二 令第九条第二項の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は戸籍抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

(免許証の再交付の申請手続)

第四条の二 令第九条第二項の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は戸籍抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

第五条 令第九条第三項の手数料の額は、三千百円とする。

2 令第九条第二項の免許証の再交付の申請書には、前項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(手数料)

第六条 法第六条第三項の厚生労働省令で定める二年ごとの年は、昭和五十七年を初年とする同年以後の二年ごとの各年とする。

2 法第六条第三項の規定により届出をするには、第一号書式により同書式に記載する事項を届け出なければならない。

(届出等)

第一章の二 再教育研修

(法第七条の二第一項の厚生労働省令で定める研修)

第七条

法第七条の二第一項の厚生労働省令で定める研修は、次のとおりとする。

一 倫理研修(医師としての倫理の保持に関する研修をいう。以下同じ。)

二 技術研修(医師として具有すべき知識及び技能に関する研修をいう。以下同じ。)

(手数料)

うとする者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

一 戒告処分を受けた者 四千三百円

二 一年未満の医業の停止の处分を受けた者 八千六百円

三 前二号に該当しない者 四万四千八百円

(個別研修計画書)

第九条 倫理研修又は技術研修(団体研修を除く。以下「個別研修」という。)に係る法第七条の二第一項の命令(以下「再教育研修命令」という。)を受けた者は、当該個別研修を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに医籍の登録番号及び登録年月日(法第七条第二項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)

- 二 個別研修の内容**
- 三 個別研修の実施期間
- 2 前項の規定により個別研修計画書を作成しようとする場合には、あらかじめ助言指導者の協力を得なければならない。
- 4 助言指導者（個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に対する助言、指導等を行う者）であつて、厚生労働大臣が指名したものをいう。以下同じ。）の氏名
- 5 その他必要な事項
- 2 前項の規定により個別研修計画書を作成しようとする場合には、あらかじめ助言指導者の協力を得なければならない。
- 3 第一項の規定により作成した個別研修計画書を厚生労働大臣に提出する場合には、あらかじめ該個別研修計画書が適切である旨の助言指導者の署名を受けなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、再教育研修を適正に実施するため必要があると認めるときは、個別研修計画書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。（個別研修修了報告書）
- 第十条 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、個別研修を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。**
- 一 氏名、生年月日並びに医籍の登録番号及び登録年月日（法第七条第二項の規定により再免許を受けようとする者については、氏名及び生年月日）
- 二 個別研修の内容
- 三 個別研修を開始し、及び修了した年月日
- 四 助言指導者の氏名
- 五 その他必要な事項
- 2 前項の個別研修修了報告書には、個別研修計画書の写しを添付しなければならない。
- 3 第一項の規定により作成した個別研修修了報告書を厚生労働大臣に提出する場合には、あらかじめ個別研修に係る再教育研修命令を受けた者が当該個別研修を修了したものと認める旨の助言指導者の署名を受けなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の規定による個別研修修了報告書の提出を受けた場合において、個別研修に係る再教育研修命令を受けた者が個別研修を修了したと認めるときは、当該者に対する個別研修修了証を交付するものとする。（再教育研修修了登録証の書換交付申請）
- 第十一条 法第十二条の二法第七条の二第二項の規定による登録を受けようとする者は、第二号の二書式による申請書に医師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。**
- 2 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。
- 3 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に係る第一項の規定の適用については、同項中「医師免許証」とあるのは、「個別研修修了証及び医師免許証」とする。（再教育研修修了登録証の書換交付申請）
- 第十一条の二 法第七条の二第二項の規定による登録を受けようとする者は、第二号の二書式による申請書に医師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。**
- 2 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。
- 3 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。（再教育研修修了登録証の書換交付申請）
- 第十一条の三 再教育研修を修了した旨の登録を受けた医師（以下「再教育研修修了登録医師」といいう。）は、再教育研修修了登録証の記載事項に変更を生じたときは、再教育研修修了登録証の書換交付を申請することができる。**
- 2 前項の申請をするには、第二号の三書式による申請書に再教育研修修了登録証及び医師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。（再教育研修修了登録証の書換交付申請）
- 第十一条の四 再教育研修修了登録医師は、再教育研修修了登録証を破り、汚し、又は失ったときは、再教育研修修了登録証の再交付を申請することができる。**
- 2 前項の申請をするには、第二号の四書式による申請書に医師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

- 4 再教育研修修了登録証を破り、又は汚した再教育研修修了登録医師が第一項の申請をする場合には、申請書にその再教育研修修了登録証及び医師免許証の写しを添えなければならない。
- 5 再教育研修修了登録医師は、再教育研修修了登録証の再交付を受けた後、失った再教育研修修了登録証を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

第二章 試験

- 第十二条 法第十二条の二法第十二条の二の規定による診療及び公衆衛生に関する実地修練は、法第十二条第一号に掲げる大学（法第四十三条の規定によつて法第十二条第一号の大学とみなされたものを含む。）の医学部若しくは大学附置の研究所の附属施設である病院又は厚生労働大臣の指定した病院及び厚生労働大臣の指定した保健所その他の公衆衛生に関する施設における施設においてこれをしなければならない。但し、保健所その他の公衆衛生に関する施設における実地修練は、公衆衛生について二週間以上とする。**
- 2 前項の規定にかかるわらず、特別の事情があるときは、法第十二条第一号の規定による診療及び公衆衛生に関する実地修練は、外国の病院若しくは公衆衛生に関する施設であつて、厚生労働大臣が適當と認めるもので、その全部又は一部をすることができる。
- 第十三条 実地修練をする者は、当該修練施設における諸規則を遵守し、施設の長の指揮監督を受けるものとする。**
- 2 法第十二条の二法第十二条の二の規定による実地修練は、法第十二条第一号に該当する者であるときは、卒業証明書及び受験願書の提出期限は、あらかじめこれを告示する。
- 第十四条 実地修練をする者は、当該修練施設の長の発行する実地修練を終えたことを証する書面**
- 一 法第十二条第一号に該当する者であるときは、卒業証明書
- 二 法第十二条第一号に該当する者であるときは、予備試験の合格証書の写又は合格証明書及び修練施設の長の発行する実地修練を終えたことを証する書面
- 三 法第十二条第一号に該当する者であるときは、外国の医学校を卒業し又は外国の医師免許を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 四 写真（出願前六箇月以内に脱帽正面で撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面に（イ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。）
- （予備試験科目）**
- 第一部試験
- 解剖学（組織学を含む。）
- 生理学
- 生化学
- 免疫学
- 薬理学
- 病理学
- 法医学
- 微生物学（寄生虫学を含む。）
- 衛生学（公衆衛生学を含む。）
- 第二部試験
- 筆記試験
- 内科学
- 小児科学
- 精神科学
- 外科学
- 整形外科学

産科・婦人科学	皮膚科学
泌尿器科学	耳鼻いんこう科学
眼科学	放射線科学
救急医学（麻酔科学を含む。）	救急医学（麻酔科学を含む。）
実地試験	実地試験
内科学	内科学
外科学	外科学
産科・婦人科学	産科・婦人科学
小児科学	小児科学
救急医学（麻酔科学を含む。）	救急医学（麻酔科学を含む。）
第一部試験に合格した者でなければ、第二部試験を受けることができない。	第一部試験に合格した者でなければ、第二部試験を受けることができない。
第二部試験に合格した者でなければ、第二部試験実地試験を受けることができない。	第二部試験に合格した者でなければ、第二部試験を受けることができる。
第十五条 予備試験を受けようとする者は、受験願書（第三号書式）に第十三条第三号及び第四号に掲げる書類（第四号に掲げる書類には、（イ）の記号に代えてその裏面に（イヨ）の記号を記載すること。）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。	第十五条 予備試験を受けようとする者は、受験願書（第三号書式）に第十三条第三号及び第四号に掲げる書類（第四号に掲げる書類には、（イ）の記号に代えてその裏面に（イヨ）の記号を記載すること。）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。
第十六条 国家試験の受験を出願する者は、手数料として一万五千三百円を納めなければならない。	第十六条 国家試験の受験を出願する者は、手数料として一万五千三百円を納めなければならない。
2 予備試験の受験を出願する者は、手数料として七万円（第一部試験又は第二部試験のみを出願する者は三万五千円）を納めなければならない。	2 予備試験の受験を出願する者は、手数料として七万円（第一部試験又は第二部試験のみを出願する者は三万五千円）を納めなければならない。
第十七条 国家試験又は予備試験に合格した者には、合格証書を交付する。	第十七条 国家試験又は予備試験に合格した者には、合格証書を交付する。
第十八条 国家試験又は予備試験に合格した者は、合格証明書の交付を出願することができる。	第十八条 国家試験又は予備試験に合格した者は、合格証明書の交付を出願することができる。
2 前項の規定によつて合格証明書の交付を出願する者は、手数料として二千九百五十円を納めなければならない。	2 前項の規定によつて合格証明書の交付を出願する者は、手数料として二千九百五十円を納めなければならない。
第十九条 手数料を納めるには、その金額に相当する収入印紙を願書にはらなければならない。	第十九条 手数料を納めるには、その金額に相当する収入印紙を願書にはらなければならない。
第三章 研修	第三章 研修
第十九条の二 法第十六条の十第一項及び第十六条の十一第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。	第十九条の二 法第十六条の十第一項及び第十六条の十一第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。
一 一般社団法人日本専門医機構	一 一般社団法人日本専門医機構
二 一般社団法人日本内科学会	二 一般社団法人日本内科学会
三 公益社団法人日本小児科学会	三 公益社団法人日本小児科学会
四 公益社団法人日本皮膚科学会	四 公益社団法人日本皮膚科学会
五 公益社団法人日本精神神経学会	五 公益社団法人日本精神神経学会
六 一般社団法人日本外科学会	六 一般社団法人日本外科学会
七 公益社団法人日本整形外科学会	七 公益社団法人日本整形外科学会
八 公益社団法人日本産科婦人科学会	八 公益社団法人日本産科婦人科学会
九 公益財団法人日本眼科学会	九 公益財団法人日本眼科学会
十 一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会	十 一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会
十一 一般社団法人日本泌尿器科学会	十一 一般社団法人日本泌尿器科学会
十二 一般社団法人日本脳神経外科学会	十二 一般社団法人日本脳神経外科学会
十三 公益社団法人日本医学放射線学会	十三 公益社団法人日本医学放射線学会
十四 公益社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会	十四 公益社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会
十五 一般社団法人日本病理学会	十五 一般社団法人日本病理学会
十六 一般社団法人日本臨床検査医学会	十六 一般社団法人日本臨床検査医学会
一般社団法人日本救急医学会	一般社団法人日本救急医学会

第十九条の三 法第十六条の十第一項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 前条第一号に規定する団体が、医師の研修に関する計画（研修施設、研修を受ける医師の定員又は研修期間に開する事項が定められているものに限る。）を定め、又は変更する場合

二 前条第二号から第十九号までに掲げる団体が、医師の研修に関する計画（研修施設、研修を受ける医師の定員又は研修期間に開する事項が定められているものであつて同条第一号に規定する団体の認定を受けるものに限る。）を定め、又は変更する場合

第四章 業務

第二十条 医師は、その交付する死亡診断書又は死体検索書に、次に掲げる事項を記載し、署名しなければならない。

一 死亡者の氏名、生年月日及び性別

二 死亡の年月日時分

三 死亡の場所及びその種別

（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム（以下「病院等」とい

う。）で死亡したときは、その名称を含む。）

四 死亡の原因となつた傷病の名称及び継続期間

前号の傷病の経過に影響を及ぼした傷病の名称及び継続期間

五 人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム（以下「病院等」とい

う。）で死亡したときは、その主要所見並びにその年月日

六 手術の有無並びに手術が行われた場合には、その部位及び主要所見並びにその年月日

解剖の有無及び解剖が行われた場合には、その主要所見

七 傷害発生の場所及びその種別

死因の種類

八 外因死の手段及び状況

九 傷害発生の年月日時分

十 生後一年未満で病死した場合には、次に掲げる事項

イ 出生時の体重

ハ 単胎か多胎かの別及び多胎の場合には、その出産順位

ニ 妊娠週数

ホ 母の妊娠時及び分娩時における身体の状況

ヘ 母の出産した子の数

タ 診断又は検査の年月日

ト 当該文書を作成した医師の所属する病院等の名称及び所在地又は医師の住所並びに医師である旨

二 前項の規定による記載は、第四号書式によらなければならない。

三 第二十二条 医師は、患者に交付する処方せんに、患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、用量、名押印又は署名しなければならない。

四 第二十二条 医師は、患者に交付する薬剤の容器又は被包にその用法、用量、交付の年月日、患者の氏名及び病院若しくは診療所の名称及び所在地又は医師の住所及び氏名を明記しなければならぬ。

第二十三条 診療録の記載事項は、左の通りである。
一 診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢
二 病名及び主要症状
三 治療方法（処方及び処置）

四 診療の年月日

第五章 雜則

(証明書)

第二十三条の二 法第七条の三第一項の証明書は、第五号書式によるものとする。

附 則 抄

第二十四条 この省令は、法施行の日から、これを施行する。

第二十五条 国民医療法施行規則（昭和十七年厚生省令第四十八号）、昭和二十一年勅令第四十二号施行に関する件（昭和二十一年厚生省令第六号）及び死亡診断書並死体検査書記載事項ノ件

（明治三十三年内務省令第四十一号）は、これを廃止する。

第二十六条 従前の規定により国家試験を受けないで医師免許を受けた医師が国家試験を受けこれに合格した後医籍にその旨の登録を受けようとするときは、合格証書の写及び免許証を添え、厚生労働大臣に医籍の訂正を申請することができる。

2 前項の場合には、免許証を書き換え交付する。

第二十八条 法第四十一条の規定に該当する者の免許申請の手続については、なお従前の例によ

る。

第二十九条 医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭和三十六年法律第一百三十二号）第一条の規定によつて予備試験を受けようとする者については、第十五条中「第十三条第三号及び第四号に掲げる書類（（イ））の記号に代えてその裏面に（（イヨ））の記号を記載すること。」とあるのは「第十三条第四号に掲げる書類（（イ））の記号に代えてその裏面に（（イヨ））の記号を記載すること。」及び予備試験の受験資格を有することを証する書面」と読み替えるものとする。

附 則（昭和二十四年三月四日厚生省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十五年二月一八日厚生省令第四二号）

この省令は、昭和二十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和二十五年二月一九日厚生省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年一一月一四日厚生省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年四月二〇日厚生省令第一八号）

この省令は、公布の日から適用する。

附 則（昭和二九年四月三〇日厚生省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年七月一七日厚生省令第四一号）

この省令は、公布の日から適用する。

附 則（昭和二九年八月二八日厚生省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年八月十日から適用する。

附 則（昭和二九年四月三〇日厚生省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年七月一七日厚生省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年八月二八日厚生省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年八月十日から適用する。

附 則（昭和二九年四月三〇日厚生省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年七月一七日厚生省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三二年六月二一日厚生省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三二年一一月二四日厚生省令第四六号）

この省令は、昭和三十三年一月一日から施行する。

附 則（昭和四二年八月三〇日厚生省令第三一号）

この省令は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附 則（昭和四三年五月二六日厚生省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年五月二三日厚生省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年五月一五日厚生省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年五月一三日厚生省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年五月二三日厚生省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年一一月一日厚生省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年一一月八日厚生省令第四〇号）

この省令は、昭和五十年十一月十日から施行する。

附 則（昭和五一年三月三一日厚生省令第一〇号）

この省令は、昭和五一年四月十日から施行する。

附 則（昭和五一年三月一六日厚生省令第八号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五二年一〇月二一日厚生省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年三月三一日厚生省令第一一号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年五月二三日厚生省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年一〇月二七日厚生省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年九月一三日厚生省令第三七号）

この省令は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和五六六年三月三一日厚生省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六九年九月一八日厚生省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一三日厚生省令第二五号）

この省令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

附 則（昭和六二年三月二三日厚生省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年九月一八日厚生省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一三日厚生省令第二五号）

この省令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

附 則（昭和六三年一月一九日厚生省令第二号）

この省令は、昭和六十三年一月二十日から施行する。

附 則（昭和六三年一〇月二八日厚生省令第六一号）

この省令は、昭和六十三年一月二十日から施行する。

この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月二十四日厚生省令第一〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現にある改訂後の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改訂後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

この省令による改訂後の省令の規定にかかるわらず、この省令により改訂された規定であつて改訂後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則 (平成元年三月二八日厚生省令第一四号)

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年九月一一日厚生省令第四九号)

この省令は、平成二年九月一一日厚生省令第四九号)抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中医師法施行規則第一号書式の改正規定及び第二条中歯科医師法施行規則第一号書式の改正規定は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月一九日厚生省令第一〇号)

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年二月二八日厚生省令第五九号)

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年一〇月五日厚生省令第一〇号)

この省令は、平成四年一〇月五日厚生省令第一〇号)抄

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月三〇日厚生省令第六八号)

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年四月二二日厚生省令第六八号)

この省令は、平成六年四月二二日厚生省令第六八号)抄

この省令は、平成六年四月二二日厚生省令第六八号)抄

附 則 (平成八年一〇月二二日厚生省令第五九号)

この省令は、平成八年一〇月二二日厚生省令第五九号)抄

この省令は、平成八年一〇月二二日厚生省令第五九号)抄

附 則 (平成九年三月二七日厚生省令第二五号)

この省令は、平成九年三月二七日厚生省令第二五号)抄

この省令は、平成九年三月二七日厚生省令第二五号)抄

附 則 (平成九年三月二七日厚生省令第二六号)

この省令は、平成九年三月二七日厚生省令第二六号)抄

この省令は、平成九年三月二七日厚生省令第二六号)抄

附 則 (平成一年一月二七日厚生省令第二六号)

この省令は、平成一年一月二七日厚生省令第二六号)抄

この省令は、平成一年一月二七日厚生省令第二六号)抄

附 則 (平成一年三月二六日厚生省令第二六号)

この省令は、平成一年三月二六日厚生省令第二六号)抄

この省令は、平成一年三月二六日厚生省令第二六号)抄

附 則 (平成一年三月二六日厚生省令第二六号)

この省令は、平成一年三月二六日厚生省令第二六号)抄

この省令は、平成一年三月二六日厚生省令第二六号)抄

附 則 (平成一年三月二六日厚生省令第二六号)

この省令は、平成一年三月二六日厚生省令第二六号)抄

この省令は、平成一年三月二六日厚生省令第二六号)抄

附 則 (平成一年一月一日厚生省令第九一号)

この省令は、平成一年一月一日厚生省令第九一号)抄

この省令は、平成一年一月一日厚生省令第九一号)抄

附 則 (平成一年一月一日厚生省令第九一号)

この省令は、平成一年一月一日厚生省令第九一号)抄

この省令は、平成一年一月一日厚生省令第九一号)抄

附 則 (平成一年一月一日厚生省令第九一号)

この省令は、平成一年一月一日厚生省令第九一号)抄

1 (施行期日)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行の際現にあるこの省令による改訂前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成一二年三月三〇日厚生省令第五五号)

この省令は、平成一二年三月三〇日厚生省令第五五号)抄

この省令は、平成一二年三月三一〇日厚生省令第七七号)抄

附 則 (平成一二年一〇月一〇日厚生省令第一二七号)

この省令は、内閣法の一部を改訂する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(経過措置)

この省令の施行の際現にある改訂前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改訂後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成一三年七月一三日厚生労働省令第一四九号)

この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改訂する法律の施行の日（平成十三年七月十六日）から施行する。

附 則 (平成一四年一月一四日厚生労働省令第一四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二六日厚生労働省令第一五八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一一日厚生労働省令第一五八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年三月一十九日厚生労働省令第一五八号)

この省令は、平成十六年三月一十九日から施行する。

附 則 (平成一八年一〇月三一日厚生労働省令第一八八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二三日厚生労働省令第一八八号)

この省令は、平成十九年三月二三日厚生労働省令第一八八号)抄

(医師法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 この省令の施行の際現にある第五条による改訂前の医師法施行規則第四号書式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成一二年三月二七日厚生省令第三九号)

この省令は、平成二十二年九月一日から施行する。

附 則（平成二四年一〇月二日厚生労働省令第一四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年一月九日厚生労働省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年九月三〇日厚生労働省令第一一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年九月一六日厚生労働省令第一四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年三月二二日厚生労働省令第三〇号）抄

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第五条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成三〇年一〇月一一日厚生労働省令第一一二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一〇月一五日厚生労働省令第一一二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一一月九日厚生労働省令第一一三一号）

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成三〇年一一月三〇日厚生労働省令第一三九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二六日厚生労働省令第三六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省令第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和元年一二月一三日厚生労働省令第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附 則（令和二年一一月一二四日厚生労働省令第一一八七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二十五日厚生労働省令第二一〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和四年七月二八日厚生労働省令第一〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和四年一〇月四日厚生労働省令第一四五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年九月二一日厚生労働省令第一一五号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月一一日厚生労働省令第三八号）

（施行期日）

2 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和六年三月一一日厚生労働省令第三九号）

（施行期日）

2 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省令第一〇号）

（施行期日）

第二号の二書式（第十条の二関係）

(10) 姓 氏 名 等		(11) 姓 氏 名 等		(12) 姓 氏 名 等		(13) 姓 氏 名 等	
(14) 姓 氏 名 等		(15) 姓 氏 名 等		(16) 姓 氏 名 等		(17) 姓 氏 名 等	
(18) 姓 氏 名 等		(19) 姓 氏 名 等		(20) 姓 氏 名 等		(21) 姓 氏 名 等	
(22) 姓 氏 名 等		(23) 姓 氏 名 等		(24) 姓 氏 名 等		(25) 姓 氏 名 等	
(26) 姓 氏 名 等		(27) 姓 氏 名 等		(28) 姓 氏 名 等		(29) 姓 氏 名 等	
(30) 姓 氏 名 等		(31) 姓 氏 名 等		(32) 姓 氏 名 等		(33) 姓 氏 名 等	
(34) 姓 氏 名 等		(35) 姓 氏 名 等		(36) 姓 氏 名 等		(37) 姓 氏 名 等	
(38) 姓 氏 名 等		(39) 姓 氏 名 等		(40) 姓 氏 名 等		(41) 姓 氏 名 等	
(42) 全般		(43) その他		(44) その他		(45) その他	

提出期限 平成 1月15日

第二号の二書式(第十条の二関係)

※登録番号		※登録年月日		収入印紙欄 (消印しないこと。)					
再教育研修了登録証申請書									
医籍登録番号	第	医籍登録年月日	大正昭和平成合和	年	月	日			
1. 再教育研修の開始年月日及び修了年月日									
平成 合和	年	月	日	平成 合和	年	月	日		
2. 個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助言指導者の氏名									
助言指導者の氏名									
上記により、再教育研修了登録証を申請します。									
合和 年 月 日									
本籍(国籍)		都道府県							
郵便番号		一 電話番号 ()							
住所		都道府県							
ふりがな(氏)		(名)							
氏名								性別	男
通称名								女	
生年月日		大正昭和平成合和	年	月	日				
厚生労働大臣 殿									

- (注意) 1 ※印欄には、記入しないこと。
 2 該当する不動文字を○で囲むこと。
 3 黒ボールペン用い、かく書ではつきり記入すること。
 4 用紙の大きさは、A4とすること。

第二号の三書式(第十条の三関係)

※登録番号	收 入 印 紙 欄 (消印しないこと。)										
※登録年月日											
再教育研修修了登録証書換交付申請書											
医籍登録番号 第						号	医籍登録年月日	大正昭和平成合和	年	月	日
再教育研修修了登録年月日 平成合和 年 月 日											
変更を生じた事項											
本籍(国籍)	変更前 都道府県			変更後(第1回) 都道府県			変更後(第2回) 都道府県				
ふりがな(氏)	(名)	(氏)	(名)	(氏)	(名)	(氏)	(名)				
氏名											
通称名											
性別	男・女			男・女			男・女				
生年月日	大正昭和平成合和	年	月	日	大正昭和平成合和	年	月	日			
上記により、再教育研修修了登録証の書換交付を申請します。 令和 年 月 日											
郵便番号	一 電話番号 ()			都道府県							
住所	都道府県										
氏名				生年月日	大正昭和平成合和	年	月	日			
厚生労働大臣 殿											

- (注意) 1 ※印欄には、記入しないこと。
 2 該当する不動文字を○で囲むこと。
 3 黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入すること。
 4 用紙の大きさは、A4とすること。

※登録番号	收 入 印 紙 欄 (消印しないこと。)										
※登録年月日											
再教育研修修了登録証再交付申請書											
医籍登録番号 第						号	医籍登録年月日	大正昭和平成合和	年	月	日
本籍(国籍)	都道府県			再教育研修修了登録年月日			平成合和	年	月	日	
ふりがな(氏)	(名)										
氏名							性別 男 女				
通称名											
生年月日	大正昭和平成合和	年	月	日							
上記の再教育研修修了登録証を(破つた・汚した・失つた)ので、再教育研修修了登録証の再交付を申請します。 令和 年 月 日											
郵便番号	一 電話番号 ()			都道府県							
住所	都道府県										
氏名											
厚生労働大臣 殿											

- (注意) 1 ※印欄には、記入しないこと。
 2 該当する不動文字を○で囲むこと。
 3 黒ボールペンを用い、かい書ではっきり記入すること。
 4 用紙の大きさは、A4とすること。

第三号書式(第十三条、第十五条関係)

医師国家試験(医師国家試験予備試験)願書

印紙

受験地

本籍(国籍)	電話
住所	()
ふりがな 氏名	年月日生
学歴 (高等学校又は中等教育学校卒業から記入してください。)	
職歴	

上記により、医師国家試験(医師国家試験予備試験)を受験したいので申請します。

令和 年 月 日

氏名

厚生労働大臣 殿

- (注意) 1 用紙の大きさは、A4とすること。
 2 該当する不動文字を○で囲むこと。
 3 字は、インク、ボールペン等(墨又は青に限る。)を用い、かい書ではつきりと書くこと。
 4 収入印紙には、消印をしないこと。

死亡診断書(死体検案書)

この死亡診断書(死体検案書)は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。縦書きで、できるだけ詳しく書いてください。

氏名	明治 昭和 年月日 1男 2女 生年月日 (生まれた日の前回の誕生日から) (生まれた時の年齢)	午前 午後 時 分
死亡したとき 令和 年 月 日 午前 午後 時 分	死亡したところ 1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設(認可外) 5老人ホーム 6自宅 7その他	
死亡したところ 及びその種別	番地 番号 (死亡したところの種別①～⑥) 施設の名称	
死亡の原因	来病(発症) 又は受傷の 開始の時期 ● 1種、2種ともに患者の状況の変遷としての その他の既往歴とての かかりつけ医の診察で いてください。	
● 1種は、最も死にに 影響をもたらす疾患をもつての死因を記載して いてください。	(ア)直接受け (イ)(ア)の原因 (ウ)(イ)の原因 (エ)(イ)の原因	
● 2種は、最も死にに 影響をもたらす疾患をもつての死因を記載して いてください。	来病(発症) 又は受傷の 開始の時期 ● 1種、2種ともに患者の状況の変遷とての その他の既往歴とての かかりつけ医の診察で いてください。	
● 3種の場合は、最も死にに 影響をもたらす疾患をもつての死因を記載して いてください。	(ア)直接受け (イ)(ア)の原因 (ウ)(イ)の原因 (エ)(イ)の原因	
死因の種類	不慮の外因死 交通事故 2転倒・転落 4溺水 5煙・火災及び火炎による 外因死 その他の不慮の外因死 9首筋 10他臓 11その他の及び不詳の	
外因死の追加事項	令和 年 月 日 午前 午後 時 分 1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他 ()	
◆ 伝聞又は推定 情報の場合は ここら 手段及び状況	市道 市 区 庁県 郡 町村 (財産の状況)	
出生時体重	(年齢・多胎の別) グラム 1単胎 2多胎 (子中第 子) 母の生年月日 前回までの妊娠の結果 出生児 人 死産児 脳 合併 (妊娠満2週以後に障害)	
上記のとおり診断(検査)する	診断(検査)年月日 令和 年 月 日 本診断書(検査書)発行年月日 令和 年 月 日 番地 番号	
〔病院、診療所、介護医療院・介護老人保健施設等の名称及び所在地又は診断の住所〕		
(氏名) 医師		

第四号書式 第二十条関係

第五号書式 第二十一条関係

第六号書式 第二十二条関係

第七号書式 第二十三条関係

第八号書式 第二十四条関係

第九号書式 第二十五条関係

第十号書式 第二十六条関係

第十一号書式 第二十七条関係

第十二号書式 第二十八条関係

第十三号書式 第二十九条関係

第十四号書式 第三十条関係

第十五号書式 第三十一条関係

第十六号書式 第三十二条関係

第十七号書式 第三十三条関係

第十八号書式 第三十四条関係

第十九号書式 第三十五条関係

第二十号書式 第三十六条関係

第二十一号書式 第三十七条関係

第二十二号書式 第三十八条関係

第二十三号書式 第三十九条関係

第二十四号書式 第四十条関係

第二十五号書式 第四十一条関係

第二十六号書式 第四十二条関係

第二十七号書式 第四十三条関係

第二十八号書式 第四十四条関係

第二十九号書式 第四十五条関係

第三十号書式 第四十六条関係

第三十一号書式 第四十七条関係

第三十二号書式 第四十八条関係

第三十三号書式 第四十九条関係

第三十四号書式 第五十条関係

第三十五号書式 第五十一条関係

第三十六号書式 第五十二条関係

第三十七号書式 第五十三条関係

第三十八号書式 第五十四条関係

第三十九号書式 第五十五条関係

第四十号書式 第五十六条関係

第四十一号書式 第五十七条関係

第四十二号書式 第五十八条関係

第四十三号書式 第五十九条関係

第四十四号書式 第六十条関係

第四十五号書式 第六十一条関係

第四十六号書式 第六十一条関係

第五号書式(第二十三条の二関係)

(表)

第 号	
医師法第7条の3第2項の規定による身分証明書	
写 真	官 职 氏 名 年 月 日
厚生労働大臣	

(裏)

医師法(抜粋)	
第7条の3 厚生労働大臣は、医師について第7条第1項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該事案に関係する者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、診療録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に関係のある病院その他の場所に立ち入り、診療録その他の物件を検査させることができる。	
2. 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	
3. 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	
第33条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。	
一・二 (略)	
三 第7条の3第1項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	
第33条の3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第3号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同一の罰金刑を科する。	